

平成 23 年（2011 年）産業連関表作成基本要綱

第 1 部 平成 23 年（2011 年）産業連関表の作成の基本

（案・中間報告）

目 次

第1章 平成23年(2011年)産業連関表作成基本方針

1	平成23年(2011年)産業連関表の作成目的等	1
2	事業の実施体制	2
	(1) 共同事業体制	
	(2) 事業組織及び作成業務の分担	
	(3) 予算	
3	事業の内容	3
4	作成上の留意点及び主な検討事項等	4
	(1) 作成上の留意点	
	(2) 主な検討事項	
	(3) 作成の効率化及び相互協力	
	(4) その他	
5	作成スケジュール	5
6	その他	5
	[別紙] 平成23年(2011年)産業連関表作成スケジュール	6
	[参考] 平成23年(2011年)産業連関表作成機関名簿	7

第2章 平成23年(2011年)産業連関表の作成基本フレーム

1	対象期間及び地域的範囲	8
	(1) 対象期間	
	(2) 地域的範囲	
2	記録の時点	8
3	金額による評価	8
4	部門分類	8
	(1) 部門分類の原則	
	(2) 部門分類の種類	
	(3) 基本分類及び統合分類の名称と分類コード	
	(4) 特殊符号	
	(5) 最終需要部門と粗付加価値部門	
5	取引基本表の基本構造	10
	(1) 商品×アクティビティ(商品)表	
	(2) 価格評価と表形式	
	(3) 輸入の扱いと表章形式	
6	国内生産額及び輸出入品の価格評価	10
	(1) 国内生産額の価格評価	
	(2) 輸出入品の価格評価	
7	特殊な扱いをする部門	10

(1) コスト商業及びコスト運賃	
(2) 屑・副産物の扱い	
(3) 帰属計算を行う部門	
(4) 仮設部門	
(5) 使用者主義と所有者主義	
(6) 中央政府、地方政府、特殊法人及び独立行政法人等	
8 付帯表	11
9 作成する統計表	12
10 結果の公表	12
11 接続産業連関表	12

第3章 平成23年(2011年)産業連関表作成基本方針に示された課題の検討結果及び平成

17年表との相違点

1 産業連関表の基幹統計化	14
(1) 基幹統計としての指定	
(2) 総務大臣に対する作成方法の通知	
2 公的統計基本計画に掲げられた事項	15
3 公的統計基本計画に掲げられた事項以外のSNA関連事項	16
4 推計基礎資料の収集・整備	16
(1) 経済センサス-活動調査によって得られた調査票情報の利用	
(2) 産業連関構造調査の改善	
5 経済センサス-活動調査の実施時期の繰下げ(把握対象期間の平成22年から23年への繰下げ)に伴う産業連関表の作成対象年次及び作成スケジュールの変更等	17
(1) 産業連関表の作成対象年次の変更	
(2) 作成スケジュールの変更の可能性及び公表の早期化への努力	
6 部門分類	18
(1) 部門分類の見直し	
(2) 部門分類数	
(3) 分類コードの再編	
7 産業連関表作成業務支援プログラムの全面的な見直し	20
8 作業分担	20
別表1 公的統計基本計画に掲げられた事項に関する検討結果	22
別表2 公的統計基本計画に掲げられた事項以外のSNA関連事項に関する検討結果	24
別表3 平成23年(2011年)産業連関表における部門分類の設定等に関する課題の検討結果	(検討中)
別表4 平成17年(2005年)産業連関表-平成23年(2011年)産業連関表 部門分類対照表	(検討中)
別表5 平成23年(2011年)産業連関表における中央政府、地方政府、独立行政法人、特殊法人等の扱い並びに平成17年表からの変更点等	(検討中)

第1部 平成23年（2011年）産業連関表の作成の基本

第1章 平成23年（2011年）産業連関表作成基本方針（修正案）

平成22年12月27日
産業連関部局長会議決定
改正：平成24年9月●日

我が国の産業連関表は、その作成に当たり広範多岐にわたる分野の膨大な統計資料等を用いていること等から、関係府省庁の共同事業体制をとっている。

このため、関係府省庁は、産業連関表を取り巻く社会・経済状況の変化や諸課題に適切に対応しつつ、産業連関表作成上の検討事項等に関して共通認識を持つことが必要である。

本方針は、こうした共通認識の確保のため、平成23年（2011年）産業連関表の作成事業に係る基本的事項を定めたものである。

1 平成23年（2011年）産業連関表の作成目的等

産業連関表は、財・サービスの生産活動における産業相互の連関構造、生産活動と最終需要面・付加価値面との関連といった国の基本的な経済構造を明らかにする重要な加工統計であるのみならず、国の経済見通しや各種経済政策の作成、個別施策の経済波及効果分析等に活用されているほか、国民経済計算等の各種経済統計等の基礎データにもなっている。

また、産業連関表は、消費、投資、輸出などの最終需要の変化が各産業の財・サービスの生産に及ぼす影響などを計数的に明らかにすることが可能であることから、民間企業等においても関連業界の動向の将来予測等にも幅広く利用されている。

さらに、産業連関表は、国際連合が示している国民経済計算体系において、それを構成するサブシステムの1つに位置づけられ、基本的に国際比較可能性が確保されていることから、国際機関や各国の政府研究機関等において各国の産業構造の比較等にも広く利用されている。

このため、産業連関表は、上記重要性にかんがみ、平成22年7月に、公的統計の中核をなす統計として、統計法上の基幹統計に指定されている（指定した旨の公示は平成22年9月）。

一方、産業連関表を取り巻く状況は、平成17年（2005年）を作成対象年とした前回の産業連関表（以下「平成17年表」という。）の作成時以降大きく変化しており、特に重要なものとして以下の点が挙げられる。

- ① 産業連関表関係の諸課題が盛り込まれた平成21年の「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定。以下「基本計画」という。）の策定
- ② 産業連関表の部門分類の概念・定義等に関して整合性の確保を図る必要がある国民経済計算体系の2008年国際連合勧告や日本標準産業分類（以下「産業分類」という。）の平成19年改定
- ③ これまで産業連関表作成の重要な基礎資料であった工業統計調査やサービス業基本調査の「経済センサス-活動調査」への統合（平成23年度）

こうしたことから、上記状況の変化を踏まえつつ、産業連関表を作成することとし、その作成に当たっての基本的事項を以下のとおり定める。

なお、産業連関表は、昭和30年（1955年）表以来、西暦年の末尾が0又は5の年次を対象として5年ごとに作成することを原則としてきたが、今回作成する産業連関表は、重要な基礎資料となる「経済センサス-活動調査」の調査対象年次が平成23年であるため、これに合わせて、当該原則とは異なるものの、平成23年（2011年）を作成対象年とすることとし、その名称も平成23年（2011年）産業連関表とする。

2 事業の実施体制

(1) 共同事業体制

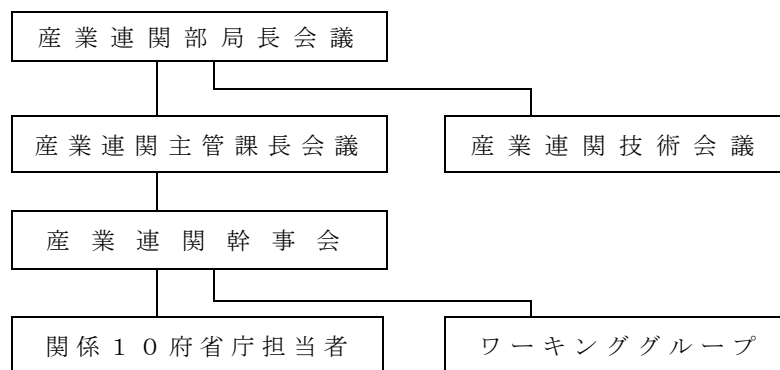
平成23年（2011年）産業連関表の作成は、平成22年度を初年度とする6か年度にわたる事業とし、総務省、内閣府、金融庁、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省の10府省庁の共同事業体制により行う。

なお、必要に応じてその他の関係機関の協力を得るものとする。

(2) 事業組織及び作成業務の分担

ア 産業連関表の作成を円滑に進めるため、産業連関部局長会議等の機関を設ける。事業の実施体制及び各機関の機能と構成は、次のとおりとする。

< 事業の実施体制 >



< 各機関の機能と構成 >

- ① 産業連関部局長会議
産業連関表に関する基本事項を決定するため、関係府省庁の関係部局長をもって構成する。
- ② 産業連関主管課長会議
産業連関表に関する重要事項を決定するため、関係府省庁の主管課長をもって構成する。
- ③ 産業連関技術会議
産業連関部局長会議に対して産業連関表に関する技術的な助言を行うため、学識経験者をもって構成する。
- ④ 産業連関幹事会
産業連関表に関する事項の関係府省庁間の連絡及び関係府省庁に共通する問題の処理を行うため、関係府省庁の担当者の代表をもって構成する。必要に応じて部外協力者を参加させることができる。
- ⑤ ワーキンググループ
産業連関表の部門分類、概念・定義、推計方法等に関する具体的問題を集中的に検討する

ため、関係府省庁の担当者をもって構成する。

イ 関係府省庁の具体的な作成業務の分担は、「平成 23 年（2011 年）産業連関表作成基本要綱」において決定することとする。

なお、各府省庁の主たる作成業務の分担は次のとおりである。

＜各府省庁の主たる作成業務の分担＞

府 省 庁	主たる作成業務の分担
総務省	① 立案、連絡、調整及び公表の総括 ② 電子計算機による製表及び分析計算 ③ 輸出入部門 ④ 通信・放送部門
内閣府	① 公務、対個人及び公共サービス部門（他省庁が担当する部門を除く。） ② 最終需要部門（輸出入部門を除く。） ③ 粗付加価値部門（雇用者所得部門を除く。）
金融庁	金融及び保険部門
財務省	塩、酒、たばこ及び法務・財務・会計サービス部門
文部科学省	教育及び研究機関部門
厚生労働省	① 医薬品、水道（他府省庁が担当する部門を除く。）、医療、保健、社会保障及び生活衛生関係サービス部門 ② 労働者派遣サービス部門 ③ 雇用者所得部門
農林水産省	農林水産業及び食品工業部門（酒及びたばこ部門を除く。）
経済産業省	① 鉱工業（他府省庁が担当する部門を除く。）、再生資源回収・加工処理部門、電力・ガス・熱供給、工業用水、商業及び対事業所サービス部門（他府省庁が担当する部門を除く。） ② 事務用品部門
国土交通省	① 建設、不動産及び土木建築サービス部門 ② 運輸、船舶及び鉄道車両部門
環境省	廃棄物処理部門

(3) 予算

産業連関表の作成に関する予算措置については、各年度の必要経費（職員の人件費を除く。）を総務省に一括計上し、これを作成業務の内容に応じて関係府省庁に配分することとする。

3 事業の内容

産業連関表（取引基本表）、係数表、付帯表及び接続産業連関表を作成する。これらの表の形式等については、次のとおりとする。

- (1) 産業連関表は、「商品×アクティビティ（商品）のクロス表（A表）」を作成する。表の種類は、価格評価の違いによる生産者価格評価表及び購入者価格評価表並びに輸入の扱いの違いによる競争輸入型表及び非競争輸入型表（基本分類のみ）とする。
- (2) 係数表及び付帯表は、原則として平成 17 年表に準じた表を作成する。
- (3) 平成 23 年（2011 年）産業連関表完成後に、平成 12－17－23 年接続産業連関表を作成する。

4 作成上の留意点及び主な検討事項等

(1) 作成上の留意点

- ア 近年の我が国経済構造の急速な変化への対応の必要性や産業連関表の基幹統計としての指定を踏まえ、産業連関表の推計精度の一層の向上を図るため、推計基礎資料の収集・整備の充実及び改善を図る。
- イ 産業連関表の利用のニーズに合った部門の設定を行うとともに、特殊な扱いを可能な限り整理し、利用しやすい表を作成する。
- ウ 経済統計の体系整備及び国際比較可能性を高める観点から、国際連合が 1993 年に勧告した国民経済計算体系（以下「93 SNA」という。）及び 2008 年から 2009 年にかけて採択した国民経済計算体系（以下「08 SNA」という。）における概念・定義との関係を整理する。
- エ 基礎資料の収集・整備、計数の推計、計数調整等各段階での作成業務の合理化・効率化を進め、一層の公表の早期化を図る。

(2) 主な検討事項

ア 基本計画の課題への対応

基本計画に掲げられた産業連関表関係の諸課題について、以下により計画的に検討を進める。

① 「固定資本減耗の時価評価の導入」及び「公的部門の分類の格付けの見直し」

産業連関表における「固定資本減耗への時価評価の導入」及び「公的部門の分類の格付けの見直し」については、内閣府における国民経済計算上の取扱いに関する検討結果を踏まえつつ、産業連関表上の取扱いに関する検討を行い、その結果に基づき、取扱いについて、平成 23 年（2011 年）産業連関表作成基本要綱（以下「基本要綱」という。）の作成までに結論を得る。

② 「詳細な供給・使用表と X 表からなる体系への移行」及び「生産構造・中間投入構造の把握方法の検討」

各府省庁は、推計基礎資料の充実を図る。その一環として、特別調査を効率的かつ効果的に実施するとともに、必要性が十分あるものについては拡充を図るものとする。特に、サービス業関係及び「管理、補助的経済活動を行う事業所」関係の特別調査については、報告者負担軽減の観点を踏まえつつ、推計精度の向上を一層図る。また、推計基礎資料が必ずしも十分でない産出額の推計精度の向上を図るため、産出先情報を把握するための新たな特別調査を検討し、その実施に関する取扱いは、平成 23 年度末までに結論を得る。

③ 基本価格表示による産業連関表の作成に向けた検討

基本価格表示による産業連関表については、推計に必要な一次統計資料の整備状況を踏まえつつ、その作成に向けて作成方法、精度等の検討を行い、その結果に基づき、取扱いに関して、基本要綱の作成までに結論を得る。

イ 08 SNA の勧告、産業分類の改定、「経済センサス-活動調査」の実施等に伴う課題への対応

① 概念・定義及び推計方法

平成 17 年表を基本としつつ、産業連関表の利用ニーズにも配慮して、産業分類の平成 19 年改定に準拠した概念・定義の検討を行う。併せて、93 SNA 及び 08 SNA の概念・定義との整合性の確保を図る観点から、内閣府における国民経済計算上の取扱いの検討結果を平成

23年度末までに得て、これを勘案しつつ、産業連関表上の取扱いに関する検討を計画的に行う。また、推計方法について、今回新たに推計基礎資料として利用する「経済センサス-活動調査」の調査内容を踏まえつつ、より一層の精度向上の観点からの検討を行う。技術的事項については、産業連関技術会議を積極的に開催し、専門的見地からの検討を行う。

② 部門・品目分類

平成17年表を基本としつつ、産業分類や産業構造の変化等を踏まえ、国際標準産業分類等国際分類による国際比較可能性の確保にも配慮して、部門分類を検討する。特に産業分類上、新たに設定された「管理、補助的経済活動を行う事業所」への対応について十分に検討する。併せて部門の担当府省庁について検討する。

③ 推計基礎資料の充実

推計基礎資料の充実を図るため、一次統計所管部署との連携を取りながら、既存統計の組替集計の内容について検討する。特に今回、新たに利用することとなる「経済センサス-活動調査」について、組替集計による利用方法を十分に検討する。また、推計精度の向上の観点から、行政記録情報や民間統計の活用についても積極的に検討する。

④ 接続産業連関表の作成方法の検討

固定価格評価表の作成に当たり、実質化の方法について更なる精度向上を検討する。また、輸出インフレータの作成方法に関する検討を行う。

(3) 作成の効率化及び相互協力

ア 平成23年（2011年）産業連関表の精度向上と作成の効率化を図るため、産業連関表作成業務支援プログラムの抜本的な見直しを行う。

イ 産業連関表の作成には専門的知識と膨大な業務量を必要とするため、各府省庁は、要員の適正配置に努めるとともに、他の業務との適切な調整に十分に留意する。

ウ 各府省庁は、それぞれが共同事業組織の一員であることを十分に認識し、相互協力の下に作成を進める。

(4) その他

ア 産業連関分析や産業連関表の利用方法等の検討

各府省庁は、所管分野での産業連関分析や産業連関表の利用方法等の検討を引き続き行う。

イ 地域産業連関表の作成に係る地方公共団体への支援

地域産業連関表を作成する地方公共団体に対して、推計基礎資料の提供等の面で支援を行う。

5 作成スケジュール

作成スケジュールの概要は、別紙のとおりとする。

6 その他

今後の統計体系の整備の状況を踏まえて、平成27年（2015年）を作成対象年とする次回の産業連関表の作成のあり方について、その作成が円滑に開始されることに資するため、平成23年（2011年）産業連関表の作成期間（平成22年度を初年度とする6か年度）中に、必要に応じて検討を行うなど適切な措置を講じる。

平成23年(2011年)産業連関表作成スケジュール(注1-1-1)

年度	平成22年(2010年)度				平成23年(2011年)度				平成24年(2012年)度				平成25年(2013年)度				平成26年(2014年)度				平成27年(2015年)度				平成28年(2016年)度			
	1/四	2/四	3/四	4/四	1/四	2/四	3/四	4/四	1/四	2/四	3/四	4/四	1/四	2/四	3/四	4/四	1/四	2/四	3/四	4/四	1/四	2/四	3/四	4/四	1/四	2/四		
主要事項	◎ 基本方針の決定								◎ 基本要綱の決定								◎ 速報の公表				◎ 確報の公表				◎ 27年基本方針の決定		◎ 接続表の公表	
会議	▼★								▼★								▼★				▼★				▼			
業 作 成 作	産業連関表の基幹統計への 諮問・答申・指定				<会議の区分> ▼ 産業連関主管課長会議 ★ 産業連関部局長会議				総務大臣に対する作成方法 の通知(統計法26条)				生産額の推計				投入額・産出額の推計				◎ 確報報告書発行				◎ 接続報告書発行			
	基本方針の作成・審議 ① 事業の実施体制 ② 作成上の留意点及び主な ③ 作成スケジュール				経済センサス-活動調査に係る対応の検討				経済センサス-活動調査組替集計				プログラム開発 予備集計 本集計				産業連関表本体 の最終調整				接続表作成方法の部門分類の設定等							
	基本要綱の作成・審議 ① 基礎的事項(表の種類と形式、部門設定、作業分担等) ② 概念・定義・範囲等の検討 ③ 部門別推計方法の検討 ④ 作成課題の検討								既存統計調査、基礎統計の組替集計 ① 貿易統計 ② その他				産業連関表本体の調整作業 ① 生産者価格調整 ② 購入者価格調整				名目値の調整、時価表の作成											
	産業連関構造調査に関する検討 ① 投入構造の把握方法の検討 ② 産出構造の把握方法の検討												付帯表の作成方法の詳細検討				インフレータの作成											
	産業連関構造調査(平成23年度実施)の企画・実施・集計				産業連関構造調査(平成24年度実施)の企画・実施・集計				産業連関構造調査(平成25年度実施)の企画・実施・集計				付帯表の作成				実質値の調整、固定価格表の作成											
													接続産業連関表の固定価格評価表の あり方の検討				分析計算				接続表の付帯表の 検討・作成							
																	報告書の作成				分析計算							
																					接続報告書の作成							
																					報告書英文編の作成							
① 公的統計基本計画への対応 ② 23年表基本方針について ③ 産業連関構造調査の実施について ④ その他				① 部門別概念・定義・範囲 ② 経済センサス-活動調査への対応 ③ 産業連関構造調査の実施について ④ 本社経費等の推計方法 ⑤ 消費税の取扱いについて ⑥ その他				① 部門別概念・定義・範囲 ② 経済センサス-活動調査への対応 ③ 本社経費等の推計方法 ④ 消費税の取扱いについて ⑤ 23年表基本要綱について ⑥ その他				① 生産額等の検討 ② 推計方法の検討 ③ その他				① 付帯表の作成 ② 速報について ③ 確報について ④ 27年表の作成手法、特別調査 の在り方等の検討 ⑤ その他				① 接続表の作成方法の検討 ② 実質化の方法 ③ 27年表基本方針について ④ その他								
作成業務支援プログラムの基本設計								個別プログラムの詳細設計・開発																				
												作成業務支援プログラムの運用																
												次回、経済センサス-活動調査に対する要望整理								27年表基本方針								
																				27年表基本要綱の検討								
																				産業連関構造調査(平成27年度実施)の企画・実施・集計								
																				産業連関構造調査(平成28年度実施)の企画・実施								

(注1-1-1) 本スケジュールは、平成22年12月の基本方針策定の一環として作成したものである。
 しかし、①平成23年度後半になり、経済センサス-活動調査に係る調査票情報(組替集計に利用する。)の利用可能時期が、早くとも平成25年秋であることが明らかになってきたとともに、②過去の表における作業実績と改めて比較・検討した結果、基本計画策定時のスケジュールでは、対応困難な部分が少なくない(例えば、速報公表から確報公表まで通常7か月を要するところ、これを4か月に短縮することは困難である。)と考えられた。
 そこで、これら新たな事情を踏まえ、本スケジュールを現実的なものに修正し、基本要綱第1部の決定に合わせて、改正したものである(第1部第3章の3(2)を参照)。

〔参考〕平成23年（2011年）産業連関表作成機関名簿

(1) 産業連関部局長会議

総務省政策統括官（統計基準担当）
内閣府経済社会総合研究所次長
金融庁総務企画局長
総務省統計局統計調査部長
財務省大臣官房長
文部科学省生涯学習政策局長
厚生労働省大臣官房統計情報部長
農林水産省大臣官房統計部長^{（注1-1-2）}
経済産業省大臣官房調査統計審議官^{（注1-1-3）}
国土交通省総合政策局情報政策本部長
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

(2) 産業連関主管課長会議

総務省政策統括官付統計審査官
内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部長
金融庁総務企画局企画課調査室長
総務省統計局統計調査部調査企画課長
財務省大臣官房総合政策課長
文部科学省生涯学習政策局調査企画課長
厚生労働省大臣官房統計情報部企画課長
農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官^{（注1-1-2）}
経済産業省大臣官房参事官（経済解析室長）^{（注1-1-3）}
国土交通省総合政策局情報政策本部情報政策課長^{（注1-1-3）}
国土交通省総合政策局情報政策本部情報政策課建設統計室長^{（注1-1-3）}
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

（注1-1-2）平成23年9月1日付け組織変更に伴い変更

（注1-1-3）平成23年7月1日付け組織変更に伴い変更

第2章 平成23年（2011年）産業連関表の作成基本フレーム

1 対象期間及び地域的範囲

(1) 対象期間

平成23年（2011年）1月から12月までの1年間を対象とする。

我が国の産業連関表は、昭和30年（1955年）表以来、西暦年の末尾が0又は5の年次を対象として5年ごとに作成することを原則としてきたが、今回作成する産業連関表は、重要な基礎資料となる「経済センサス-活動調査」の調査対象年次が平成23年であるため、これに合わせて、当該原則の例外として、平成23年（2011年）を作成対象年とする。

(2) 地域的範囲

「国内概念」を原則とし、日本国内で行われた生産活動及び取引を対象とする。

具体的には、日本国の領土から国内に所在する外国政府の公館及び軍隊を除いたものに、日本国の在外公館、日本企業が運用する船舶及び航空機を加えたものを範囲とする。

2 記録の時点

「発生主義」を原則とし、生産活動及び取引が実際に発生した時点で記録する。

3 金額による評価

取引活動の大きさは、「金額」で評価する。

4 部門分類

(1) 部門分類の原則

ア 行部門は、財・サービス（以下「商品」という。）の販売先構成を表す部門であり、原則として商品分類により分類する。列部門は、生産活動ごとの費用構成を表すものであり、原則として「生産活動単位」、いわゆるアクティビティベース^(注1-2-1)により分類する。

(注1-2-1) 商品ごとに生産活動単位が異なることが一般的であることから、列部門についても、実質的には、商品分類に近いものとなっている。

イ 取引基本表の表章上、最も詳細な分類である「基本分類」については、生産活動単位による分類のほか、93SNA及び08SNA^(注1-2-2)との整合性を図るため、「生産活動主体」による分類機能も持たせる。

生産活動主体分類は、以下のとおりとし、基本分類の名称末尾に★印を付すことにより区分する。

- ・「★★」は、「政府サービス生産者」
- ・「★」は、「対家計民間非営利サービス生産者」
- ・無印は、「産業」

(注1-2-2) 93SNAとは、国際連合が、経済統計の体系整備及び国際比較可能性を高める観点から、1993年（平成5年）に勧告した国民経済計算の体系をいい、08SNAとは、国際連合が、2008年（平成20年）から2009年（平成21年）にかけて採択した国民経済計算の体系をいう。

(2) 部門分類の種類

ア 基本分類

(ア) 基本分類は、行●部門、列◆部門^(注1-2-3)とする。各部門に付するコード（以下「分類コード」という。）については、行部門は7桁、列部門は6桁で表示する。

(注1-2-3) 産業連関表は、内生部門、粗付加価値部門及び最終需要部門から構成され、それぞれに基本分類が設けられるが、産業連関表の大きさを表す部門の数については、一般的に、内生部門の行及び列の部門数をもって表される。したがって、●及び◆には、それぞれ粗付加価値部門及び最終需要部門の基本分類の数は含まれていない。

(イ) 各基本部門の概念・定義・範囲は、第3部のとおりであり、平成17年表からの変更点については、それぞれの部門の〔平成17年表からの変更点〕欄に記述している。

(ウ) 計数調整は、原則として、基本分類により行う。

イ 細品目分類

行部門の更に詳細な分類として、「細品目分類」を設ける。

細品目は、10桁の分類コードで表示する。国内生産額の推計は、細品目を行部門に積み上げて推計する。

ウ 統合分類

基本分類を統合して「統合分類」を設ける。

統合分類は、統合小分類(●部門)、統合中分類(●部門)及び統合大分類(●部門)とする。

なお、産業連関表の説明用ひな型として、●部門表も作成する。

(3) 基本分類及び統合分類の名称と分類コード

ア 基本分類及び統合分類を構成する部門の名称及び分類コードの一覧は、第3部第1章のとおりである。

イ 基本分類及び統合分類を構成する部門の名称及び分類コードに係る平成17年表との比較は、第3章の別表4「平成17年（2005年）産業連関表—平成23年（2011年）産業連関表 部門分類対照表」のとおりである。

(4) 特殊符号

表章上、分類コードに補足情報が必要となる場合には、以下の区分に応じて、該当する数字を、特殊符号として分類コードの末尾に付す。

屑投入	……	2
屑発生	……	3
副産物投入	……	4
副産物発生	……	5
商業マージン	……	6
国内貨物運賃	……	7

(5) 最終需要部門と粗付加価値部門

原則として、国民経済計算（内閣府が作成する基幹統計）と整合性のとれた分類とする。ただし、家計外消費支出は、最終需要部門及び粗付加価値部門に設ける。

5 取引基本表の基本構造

(1) 商品×アクティビティ（商品）表

〔行〕商品×〔列〕アクティビティ（商品）の表を直接作成する。

(2) 価格評価と表形式

ア 生産者価格評価表と購入者価格評価表の両方を作成する。

イ 基本分類及び統合小分類による投入表及び産出表は、生産者価格、商業マージン額、国内貨物運賃額及び購入者価格を表章することにより、生産者価格評価表と購入者価格評価表の両方が読み取れる表とする。

ウ 消費税については、従前から、実際に取引される価格を的確に表章するために、価格評価に含んで扱っているが、平成23年表の作成に当たっても、引き続き、価格評価に含むこととする。

また、納税額は、引き続き、「間接税（関税・輸入品商品税を除く。）」に計上する。

(3) 輸入の扱いと表章形式

輸入は、「競争・非競争混合輸入型」により表章する。

なお、輸入額を取引基本表の内数として表章することで、「非競争輸入型」に組み替えることも可能とする。

6 国内生産額及び輸出入品の価格評価

(1) 国内生産額の価格評価

「実際価格」に基づく「生産者価格」で評価する。

(2) 輸出入品の価格評価

普通貿易の輸入品は、国際貨物運賃及び保険料が含まれたC I F（Cost Insurance and Freight）価格で評価する。

普通貿易の輸出品は、本船渡しのF O B（Free on Board）価格で評価する。

7 特殊な扱いをする部門

(1) コスト商業及びコスト運賃

コスト商業及びコスト運賃は、平成17年表と同様の範囲を推計する。

(2) 屑・副産物の扱い

屑・副産物は、再生資源回収・加工処理部門を設け表章する。同部門は、「屑・副産物」そのものを含めないこととし、回収・加工に要する経費だけを表章する部門として取り扱う。

屑・副産物の範囲は、投入調査等の結果を勘案しながら、見直しを行うこととする。

(3) 帰属計算を行う部門

次の部門について帰属計算を行う。

- ① 生命保険及び損害保険
- ② 政府の建設物及び社会資本に係る資本減耗引当
- ③ 持家住宅及び給与住宅に係る住宅賃貸料

(4) 仮設部門

独立した生産活動が実際に行われているものではないが、産業連関表作成上の便宜及び利用目的を踏まえ、次の仮設部門を設ける。なお、仮設部門には、分類コードの末尾に「P」を付す。(注1-2-4)

- ① 古紙
- ② 鉄屑
- ③ 非鉄金属屑
- ④ 自家輸送（旅客自動車）
- ⑤ 自家輸送（貨物自動車）
- ⑥ 事務用品

自家輸送（④及び⑤）については、表の利用上の要請に応え、自家輸送を表章した表と、これを各部門の財・サービスの投入として織り込み、自家輸送を表章しない表の2種類を作成する。

(注1-2-4) ①～③については、屑・副産物として、統計表の表章上は、特殊符号を付す（前記4(4)を参照）。そこで、これら特殊符号及び「P」の両者が、分類コードの末尾に並列する煩瑣を避けるため、統計表上の分類コードには「P」は付さない。この取扱いに伴い、④～⑥についても同様に、統計表上の分類コードには付さない。

したがって、「P」は、部門分類の一覧表及び部門別概念・定義・範囲の説明等、統計表以外の部分においてのみ用いる。

(5) 使用者主義と所有者主義

使用者主義と所有者主義の二つの考え方が適用できる物品賃貸業については、「所有者主義」により推計する。

推計部門は、次の6部門とする。

- ① 産業用機械器具（建設機械器具を除く。）賃貸業
- ② 建設機械器具賃貸業
- ③ 電子計算機・同関連機器賃貸業
- ④ 事務用機械器具（電算機等を除く。）賃貸業
- ⑤ スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業
- ⑥ 貸自動車業

なお、「不動産賃貸業」及び「労働者派遣サービス」部門についても、所有者主義で推計する。

(6) 中央政府、地方政府、特殊法人及び独立行政法人等

中央政府、地方政府、特殊法人及び独立行政法人等の活動に関する取扱い及び部門分類（格付け）については、第1部第3章の4のとおりである。

8 付帯表

付帯表は、次のものを作成する。(注1-2-5)

- ① 物量表
- ② 屑・副産物発生及び投入表
- ③ 雇用表（生産活動部門別従業者内訳表）
- ④ 雇用マトリックス（生産活動部門別職業別雇用者数表）
- ⑤ 固定資本マトリックス
- ⑥ 産業別商品産出構成表（V表）
- ⑦ 自家輸送マトリックス

（注1-2-5）「商業マージン表」「国内貨物運賃表」及び「輸入表」については、従前、付帯表の一部として位置付けていたが、取引基本表中の該当する数値を統合中分類ごとに集計したものであることから、付帯表ではなく、統合中分類表の一部と位置付けるとともに、公表は、インターネットのみで行うこととする。（表1-2-1を参照）

9 作成する統計表

作成する統計表は、表1-2-1のとおりである。

統計表の様式については、基本的に平成17年表と同様とする。様式の変更については、今後必要に応じて検討する。

10 結果の公表

- ① 速報は、統合中分類、統合大分類及びひな型により公表する。公表は、インターネット及び印刷物により行う。
また、速報の要旨は、閣議に配布する。
- ② 確報を最終的な推計結果報告とし、公表は、インターネット及び印刷物により逐次行う。
- ③ 確報は、総合解説編と計数編で構成する。また、英文編も作成する。

11 接続産業連関表

- ① 平成12年(2000年)－17年(2005年)－23年(2011年)接続産業連関表を作成する。
- ② 接続表は、生産者価格で作成することとし、さらに、自家輸送を表章しない形式の時価評価表（名目表）と平成23年価格による固定価格評価表（実質表）を作成する。
- ③ インフレータの作成方法については、十分な検討を行うこととする。
- ④ 平成23年表を推計するに当たっての基礎資料として、初めて経済センサス-活動調査を利用することを踏まえ、時系列上の留意点を必要に応じて明記する。
- ⑤ 作成する統計表は、基本的に、平成7年(1995年)－12年(2000年)－17年(2005年)接続産業連関表と同様とするが、詳細は、今後検討する。なお、付帯表として、接続雇用表及び接続雇用マトリックスを作成する。
- ⑥ 推計結果の公表は、インターネット及び印刷物により逐次行う。

表1-2-1 平成23年表において作成する統計及びその公表形態一覧 (注1-2-6~1-2-8)

統計表の名称			速報			確報						
			統合中分類 (★部門)	統合大分類 (★部門)	ひな型 (★部門)	基本分類	統合小分類 (★部門)	統合中分類 (★部門)	統合大分類 (★部門)	ひな型 (★部門)		
(1) 「自家輸送」部門の表章あり												
①	取引基本表	投入表(生産者価格、購入者価格)				①	②					
		産出表(生産者価格、購入者価格)				①	②					
		生産者価格評価表(投入・産出行列形式)	○	○	○			②	③	③		
		購入者価格評価表(投入・産出行列形式)						②	③	③		
②	投入係数表(生産者価格評価)		○	○	○		②	②	③	③		
③	逆行列係数表	$[I-(I-\hat{M})A]^{-1}$	○	○	○		②	②	③	③		
		$(I-A^d)^{-1}$					②	②	◆			
		$(I-A)^{-1}$					②	②	◆			
④	最終需要項目別生産誘発額、生産誘発係数、生産誘発依存度		○	○	○		②	②	③	③		
⑤	最終需要項目別粗付加価値誘発額、粗付加価値誘発係数、粗付加価値誘発依存度		○	○	○		②	②	③	③		
⑥	最終需要項目別輸入誘発額、輸入誘発係数、輸入誘発依存度		○	○	○		②	②	③	③		
⑦	輸入係数、輸入品投入係数、総合輸入係数及び総合粗付加価値係数						②	②	③			
⑧	商業マージン表		/					◆				
⑨	国内貨物運賃表					①(注1-2-9)	②(注1-2-9)	◆				
⑩	輸入表							◆				
付 帯 表	⑪	物量表							②			
	⑫	屑・副産物発生及び投入表							②			
	⑬	雇用表							②	②	②	
	⑭	雇用マトリックス									②	
	⑮	固定資本マトリックス							②(注1-2-10)			
	⑯	産業別商品産出構成表(V表)									②	
	⑰	自家輸送マトリックス							②(注1-2-11)			
(2) 「自家輸送」部門の表章なし												
①	取引基本表	投入表(生産者価格、購入者価格)	/			◆	◆					
		生産者価格評価表(投入・産出行列形式)						◆	◆			
②	逆行列係数表	$[I-(I-\hat{M})A]^{-1}$							◆	◆	◆	
		$(I-A^d)^{-1}$							◆	◆	◆	
		$(I-A)^{-1}$							◆	◆	◆	

(注1-2-6) ○及び①②③は、インターネット及び印刷物の双方で公表予定であることを意味する。確報欄の①は計数編(1)、②は計数編(2)、③は総合解説編で掲載予定であることを意味する。
(注1-2-7) ◆はインターネットのみで公表予定であることを意味する。
(注1-2-8) 本表に掲載する統計表以外に、平成23年表を作成する際に用いる国内生産額をまとめたものとして「部門別品目別国内生産額表」についても作成する。
(注1-2-9) 取引基本表において、部門ごとの内訳として表示している(商業マージン及び国内貨物運賃については、印刷物では産出表のみ)。
(注1-2-10) 資本財分類は、国内総固定資本形成に産出する行部門(基本分類)をもって構成し、資本形成部門分類は、統合中分類を基本に、特掲(細分)又は統合した部門のほか、住宅や道路などのように特定の生産部門の資本形成として格付けることが困難な一般的共通的な資産を「その他」として設ける。
(注1-2-11) 行部門は基本分類、列部門は統合小分類で作成する。

第3章 平成23年（2011年）産業連関表作成基本方針に示された課題の検討結果及び平成17年表との相違点

我が国の産業連関表は、関係者の努力により、回を重ねるごとにその改善が図られているが、社会経済状況の変化により、作成の都度、新たな検討課題の発生も見られる。とりわけ、今回作成する平成23年表については、以下の①から⑥までに示すような特別な事情や大きな環境変化の中にある。

そこで、本章では、平成23年表を作成する上での基本的な指針として策定された平成23年（2011年）産業連関表作成基本方針（平成22年12月27日産業連関部局長会議決定。以下「基本方針」という。第1章を参照。）において掲げられた課題の検討状況及び前回表（平成17年表）との相違点について記載する。

- ① 今回作成する平成23年表は、平成21年4月に全面施行された新たな統計法（平成19年法律第53号）に基づく「基幹統計」として指定された後、初めて作成するものであり、今後、この法改正により新たに設けられた手続に対応する必要がある。
- ② 同法に基づいて策定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定。以下「公的統計基本計画」という。）において、例えば、固定資本減耗の推計を簿価評価から時価評価に変更することや、生産構造及び中間投入構造の把握精度の向上などが検討課題として掲げられている。
- ③ 国際連合において、“System of National Accounts 2008”（以下「08SNA」という。）が採択され、例えば、FISIM（financial intermediation services indirectly measured／間接的に計測される金融仲介サービス）の導入などが求められている。
- ④ 全産業の経理情報に関する全数調査として「経済センサス-活動調査」が初めて実施された（平成23年のデータを把握する調査として平成24年2月に実施）ことを受けて、同調査で得られたデータを、産業連関表作成上の重要かつ不可欠な基礎資料として利用するようになる。
- ⑤ 経済センサス-活動調査の実施時期が、当初の計画から繰り下げられたことに伴って、調査の把握対象期間が平成22年から平成23年に変更され、これを受けて、今回の産業連関表については、西暦の末尾が0又は5の年次を対象として5年ごとに作成してきた原則の例外として、平成23年表^{（注1-3-1）}を作成することになるとともに、作成スケジュールが、従前に比べ、非常に厳しくなっている。
- ⑥ 日本標準産業分類が平成19年に改定されたことにより、平成23年表の部門分類の設定に当たり、それに整合する形で見直しが必要となった。

（注1-3-1）産業連関表の作成対象年次を平成23年にしたことにより、結果として、東日本大震災が発生した年の経済構造の状況を統計化するものにもなっている。

1 産業連関表の基幹統計化

(1) 基幹統計としての指定

産業連関表は、国民経済計算の体系（以下「SNA」という。）の根幹をなす統計であり、国民経済計算（内閣府が作成する基幹統計）を始めとする各種経済指標の基準改定にとって不可欠な資料となっているほか、波及効果を含む各種経済分析のために必須のデータであるなど、政府の加工統計の中でも最も重要性の高いものの一つであるが、旧統計法（昭和22年法律第18号）下においては、「指定統計」（当時）の指定を受けていなかった。

これは、旧統計法が、専ら調査統計（統計調査により集められた情報を集計して作成する統計）を念頭においた法律であったことによる。

しかし、統計法の改正により、統計の作成方法の如何を問わず、特に重要な政府統計を「基幹統計」として指定することとされ、公的統計基本計画では、産業連関表についても「新たに基幹統計として整備する統計」の一つとして掲げられた（後記2⑦を参照）。

これらを踏まえ、総務大臣は、統計委員会への諮問・答申を経た上で、平成22年7月26日に「産業連関表」を基幹統計として指定し、同年9月24日にその旨を公示した（総務省告示第345号）。なお、基幹統計として指定された「産業連関表」とは、具体的には、取引基本表を指し、取引基本表から算術的に作成される各種係数表等については、基幹統計の範囲に含まれない。^{（注1-3-2）}

（注1-3-2）産業連関表の作成過程においては、「産業連関構造調査」（後記4②を参照）が、産業連関表作成のための基礎資料の収集を目的として実施される。しかし、その調査結果は、取引基本表を作成する際の参考資料（案分比率など）として利用されるものであり、そのまま取引基本表の一部として公表されるものではない。このような調査結果の利用形態を踏まえ、産業連関構造調査は、「基幹統計調査」として扱われておらず、その調査結果についても、基幹統計の範囲には含まれない。

（2）総務大臣に対する作成方法の通知

統計法の改正により、調査統計以外の統計（いわゆる加工統計及び業務統計）が基幹統計として指定された際の手続きも設けられた。具体的には、統計法第26条に基づき、当該統計の作成方法について、「あらかじめ（注：具体的には、作成方法が決まり次第速やかに）、総務大臣に通知しなければならない」こととされている。

産業連関表についても、基幹統計化により、この手続が必要となるが、平成23年表の具体的な作成方法は、基本的に基本要綱の策定により定まる。したがって、総務大臣への通知は、この基本要綱の確定後速やかに行う予定である。

なお、統計法では、既に通知した作成方法を変更する場合にも総務大臣への通知を求めているが、産業連関表にあっては、作成の都度、部門分類の設定や推計資料・推計方法などについて実質的な見直しを行い、改善を図っている。したがって、次回表の作成以降においても、前回表の作成に際して通知した作成方法を変更するものとして、総務大臣への通知が必要となる。

2 公的統計基本計画に掲げられた事項

統計法の改正に伴い、政府は、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、公的統計基本計画を定めることが義務付けられており、現在、平成21年3月13日に閣議決定された計画の推進途上にある。

公的統計基本計画の内容は多岐にわたるが、産業連関表に関しても、以下のような検討課題が挙げられている。各事項の詳細及び検討結果については、別表1のとおりである。

- ① 一次統計との連携
- ② 固定資本減耗の推計方法の変更
- ③ 公的部門の分類格付けの見直し
- ④ 詳細な供給・使用表とX表からなる体系への移行の検討
- ⑤ 生産構造及び中間投入構造の把握精度の向上
- ⑥ 基本価格表示による産業連関表作成の検討
- ⑦ 産業連関表の基幹統計化

3 公的統計基本計画に掲げられた事項以外のSNA関連事項

産業連関表は、SNAの一つであり、従前から、作成の都度、国際連合で勧告されたSNAで示された概念についても検討し、可能な範囲で取り入れてきている。

近年の産業連関表の作成においては、専ら1993年（平成5年）に勧告された「93SNA」で示された概念の導入について検討されてきたが、その後、2008年（平成20年）から2009年（平成21年）にかけて新たな概念（08SNA）が採択された。そこで、平成23年表においては、双方で示された概念の取扱いについて検討の対象となっている。

前記2の②～④及び⑥に掲げた事項についても、SNA関連事項であるが、平成23年表においては、このほか、以下に掲げるSNA関連事項についても検討を行った。

これらの詳細及び検討結果については、別表2のとおりである。

- ① F I S I M（間接的に計測される金融仲介サービス）の導入
- ② 自社開発ソフトウェアの固定資本形成への計上
- ③ 育成資産の推計方法の変更
- ④ 研究開発（research and development）の資本計上
- ⑤ 事業税等の扱いの変更

4 推計基礎資料の収集・整備

(1) 経済センサス-活動調査によって得られた調査票情報の利用

産業連関表を作成するに当たり、従前、製造業部門については工業統計調査^(注1-3-3)のデータを、また、サービス部門についてはサービス業基本調査^(注1-3-4)のデータを重要な基礎資料の一つとして利用してきた。

しかし、全産業を対象に、経理項目の把握を目的とする経済センサス-活動調査が、平成24年2月に実施（平成23年の状況を把握することを目的として実施）されたことを受け、平成23年表においては、工業統計調査及びサービス業基本調査に代えて、経済センサス-活動調査のデータを利用するとともに、他の部門においても、同調査のデータを重要かつ不可欠な基礎資料の一つとして利用する予定である。具体的には、同調査で得られた調査票情報を、産業連関表で設ける部門分類に組み替える等して生産額等の推計に利用する。

なお、経済センサス-活動調査の調査票情報を用いた組替集計の具体的な集計内容については、平成24年度中に取りまとめることとしている。

(注1-3-3) 工業統計調査は、経済産業省が、製造業に属する事業所を対象に毎年実施する基幹統計調査。経済センサス-活動調査の実施年の前年については、両調査の把握期間が重なるため、工業統計調査は休止される（経済センサス-活動調査は、実施年の前年の状況を把握する調査であり、工業統計調査は、毎年12月31日現在で当該年の状況を把握する調査であるため。）。

(注1-3-4) サービス業基本調査は、総務省が、サービス業（一部を除く。）に属する事業所を対象に5年周期で実施していた調査であるが、経済センサス-活動調査の開始に伴って、中止された（最終実施年は平成16年）。サービス業基本調査は、調査対象年次が産業連関表の作成対象年次と異なっていたことから、その利用に当たっては、同調査のデータを、産業連関表の作成対象年次のデータに変換する（延長する）必要があったが、経済センサス-活動調査のデータ利用にあっては、その必要性がない。

(2) 産業連関構造調査の改善

既存の統計調査結果や行政記録情報等では得られないデータを把握するために各府省庁が実施する産業連関表関連の各種統計調査（平成17年表の作成時までは「産業連関表作成のための特別調査」と総称していたが、今回から「産業連関構造調査」と総称している。）については、調

査事項と企業会計との親和性の向上を図るなど、より記入しやすい調査票にするとともに、精度向上の観点から可能な範囲で標本数を増やすなど改善・充実を図るよう努めた上で実施することとしている（平成22年度から25年度にかけて順次実施）。

改善・充実の詳細は、別表1の「④ 詳細な供給・使用表とX表からなる体系への移行の検討」及び「⑤ 生産構造及び中間投入構造の把握精度の向上」の「平成23年表での対応」欄の2を参照。

5 経済センサス-活動調査の実施時期の繰下げ（把握対象期間の平成22年から23年への繰下げ）に伴う産業連関表の作成対象年次及び作成スケジュールの変更等

(1) 産業連関表の作成対象年次の変更

ア 我が国の産業連関表は、経済審議庁（後の経済企画庁、現在の内閣府）、通商産業省（現在の経済産業省）等が、それぞれ独自に、昭和26年を対象年次とする試算表を作成した後、昭和30年を対象年次とするもの以降は、関係府省庁の共同事業として作成されているが、この昭和30年（1955年）表以来、西暦年の末尾が0又は5の年次を対象として5年ごとに作成することを原則としてきた。したがって、今回作成する産業連関表については、当初、平成22年（2010年）を対象として作成することが予定されていた。

しかし、今回から産業連関表の作成上、重要かつ不可欠な基礎資料の一つとして利用することとなる経済センサス-活動調査の実施時期が、当初の予定から繰り下げられ、それに伴い、調査の把握対象期間も平成22年から23年に繰り下げられた。そのため、産業連関表についても、作成対象年次をやむを得ず変更せざるを得ず、今回は、前記原則の例外として、平成23年（2011年）を作成対象年次とすることとし、その旨を基本方針で決定した。

イ 今回作成する産業連関表の作成対象年次を平成22年から23年に繰り下げることについては、前記アのとおり、基本方針（平成22年12月27日産業連関部局長会議決定）において既に定められていたが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を受けて、平成23年を作成対象年次とすることについて、改めて検討を行った。

その結果、西暦年の末尾が0又は5の年次を対象として5年ごとに作成する原則に則り作成対象年次を平成22年に戻す場合、及び24年に更に繰り下げの場合それぞれについては、以下のような支障があると考えられた。

[原則に則り、平成22年に戻す場合の支障]

- ① 経済センサス-活動調査のデータが使えない上に、サービス部門に関する直近のデータが、平成16年サービス業基本調査のデータしか存在しない。
- ② 震災の影響を反映していない平成22年表がベンチマークとなることに伴い、その後の経済構造の変化を的確に加味しないと、平成23年以降の分析を行う上でミスリードする危険性があるなど、利活用が難しくなる。
- ③ 平成23年を作成対象年次とすることを念頭に組まれている作成スケジュールを再度見直す必要がある。

[平成24年に更に繰り下げの場合の支障]

- ① 平成23年の内容である経済センサス-活動調査のデータを延長して利用する必要がある。
- ② 前回の作成対象年次（平成17年）から7年の間隔があいてしまう。

これに対して、基本方針で決定したとおり、作成対象年次を平成23年のままとした場合、震災の影響を評価する面での難しさはあるが、以下のような観点から、産業連関表作成上の支障が最も小さいと考えられた。

- ① 平成23年を対象に実施される経済センサス-活動調査のデータが活用できる。
- ② 震災後の新たな生産構造は、ある程度の期間一定であると考えられ、これを反映した分析が可能である。

③ 産業連関表の作成周期について、可能な限り5年に近い周期が維持できる。

以上から、今回作成する産業連関表については、基本方針で定めた方針どおり、平成23年を対象年次として作成することとした。

(2) 作成スケジュールの変更の可能性及び公表の早期化への努力

ア 産業連関表の作成に当たっては、経済センサス-活動調査で得られた調査票情報の提供を受け、産業連関表の部門（商品）別に組替集計を行う必要がある。

しかし、前記(1)記載のとおり、経済センサス-活動調査の実施時期が繰り下げられた（平成24年2月に実施）結果、同調査に係る調査票情報の提供を受けられる時期は、早くとも平成25年秋が予定されており、当該組替集計の完了についても、平成26年3月以降になると想定されている。

ただし、このスケジュールは、経済センサス-活動調査の調査票情報の提供及び組替集計が順調に進んだことを仮定したものであり、経済センサス-活動調査が初めて実施された調査であることも踏まえると、スケジュールの更なる修正（繰り下げ）もあり得る状況である。

イ しかし、産業連関表は、前記1(1)記載の重要性により、従前から、公表の早期化が求められており、基本方針においても、「基礎資料の収集・整備、計数の推計、計数調整等各段階での作成作業の合理化・効率化を進め、一層の公表の早期化を図る」ことが、作成上の留意点として掲げられている。そこで、国内生産額の推計から計数調整に至るまでの作業全般について、課題を整理し、その改善について検討している。

その上で、平成23年表の公表については、経済センサス-活動調査のデータ利用に関するスケジュール上の制約を踏まえつつも、速報は平成26年末に、確報は27年6月に公表することを目途にしつつ（第1部第1章の別紙を参照）、更なる公表の早期化ができるよう努めていくこととする。

6 部門分類

(1) 部門分類の見直し

平成23年表における部門分類については、日本標準産業分類の第12回改定（平成19年11月改定）に対応するとともに、投入構造及び産出構造の類似性や、国内生産額の増減等を勘案し、見直しを行った。部門分類に関する主な検討結果については、別表3のとおりである。

また、基本分類及び統合分類に関する平成17年表と平成23年表との相違については、別表4のとおりである。

(2) 部門分類数

前記(1)記載の部門分類の変更により、平成23年表の部門分類数は、基本分類について、行部門が●、列部門が●となっているほか、統合分類については、小分類が●、中分類が●、そして、大分類が●となっている。

これら分類数の時系列推移については、表1-3-1のとおりである。

また、平成17年表と平成23年表における基本分類及び統合分類の数を産業別（産業連関表の13部門）に比較すると、表1-3-2のとおりであり、特に変動が大きいのは、●●業（●部

門増（又は減）及び●●業（●部門増（又は減））である。

表 1-3-1 部門分類数^(注1-3-5)の推移（平成 12 年、17 年、23 年）

（部門分類決定後に作成）

表 1-3-2 産業別部門分類数^(注1-3-5)の推移（平成 17 年、23 年）

（部門分類決定後に作成）

（注1-3-5）表1-3-1及び表1-3-2とも、内生部門の部門数を計上している。

(3) 分類コードの再編

平成17年表までの分類コードについては、基本分類と統合小分類とは相互に整合性が図られていたが、統合中分類及び統合大分類については、機械的に連番が付され、基本分類及び統合小分類との関連は考慮されていなかった。

そこで、平成23年表においては、前記(1)記載の部門分類の見直しのみならず、分類コードについても、以下の考え方により、全面的に見直し、基本分類から統合小分類まで、コード番号の対応関係が整合するようにした。

ア 内生部門

(桁) 1 2 3 4 5 6 7
□ □ □ □ - □ □ □

統合大分類 … 「その他の〇〇」の場合、2桁目=9（注1）

統合中分類 … 「その他の〇〇」の場合、3桁目=9（注2）

統合小分類 … 「その他の〇〇」の場合、4桁目=9

- ・修理部門の場合、5～6桁目=10
- ・列部門「その他の〇〇」部門の場合、5～6桁目=09
- ・行部門「その他の〇〇」部門の場合、7桁目=9
- ・複数の列部門と対応する行部門の場合、5～6桁目=00
それに対応する列部門は、5～6桁目=01～

（注1）統合大分類「その他の非営利団体サービス」は例外

（注2）統合中分類「郵便・信書便」は例外

・統合大分類「その他の製造工業製品」は、3分野に分かれているため、大分類と中分類のコードの関連はない。

イ 最終需要部門、粗付加価値部門

(桁) 1 2 3 4 5 6 7
□ □ □ □ - □ □ □

統合大分類 … 統合大分類「〇〇計」を構成する基本分類が複数の場合、内生部門のコード構成と同じとする。

統合中分類 … 統合大分類「〇〇計」を構成する基本分類が1つの場合、3～4桁目=00

統合小分類 … 統合小分類を構成する基本分類が複数の場合、列部門 5～6桁目=01～、行部門 7桁目=1～

… 統合小分類を構成する基本分類が1つの場合、列部門 5～6桁目=00、行部門 5～7桁目=000

7 産業連関表作成業務支援プログラムの全面的な見直し

ア 産業連関表は、約3,600品目の財・サービス相互の連関構造を統計表にまとめるものであることから、その作成に当たっては、膨大なデータ処理を必要とする。そのため、従前から、作成作業の段階に応じて、

- ① 貿易統計のデータを産業連関表の部門分類に合わせて行う組替集計や、各府省庁の推計に横断的に活用されるサービス産業・非営利団体等投入調査等の集計
- ② 部門ごとの国内生産額の集計
- ③ 投入データ（列方向からの推計値）及び産出データ（行方向からの推計値）の整合を図るための計数調整に使用するデータの作成
- ④ 取引基本表や各種係数表等の結果表の作成
- ⑤ 前回及び前々回の産業連関表の計数を、最新の産業連関表における部門分類に合わせて組み替えること等により、3回分の産業連関表を時系列比較できるようにした接続産業連関表の作成

などを行う「産業連関表作成業務支援プログラム」（以下「支援プログラム」という。）を利用してきた。

イ 平成17年表まで運用されてきた支援プログラムは、約30年前に設計されたものであり、当時、現在のような高性能のパソコンが無かったことともあいまって、大型汎用コンピュータの利用を前提とするものであった。そのため、対応可能なCPUや機材が限定され、これらが提供可能な事業者以外の者には、プログラムの改修及び実行が困難であった。そこで、平成23年表では、近年のパソコンの性能向上を踏まえ、各種演算を総務省（政策統括官室）の執務室内のパソコンで随時行うことができる環境を整備することとし、支援プログラムの全面的な見直しを行い、迅速な調整作業の実現を図ることとした。

ウ 具体的には、平成22年度において支援プログラム全体の要件定義及び基本設計を行い、23年度及び24年度においては、「貿易統計」の組替集計プログラムや、産業連関構造調査のうち、「サービス産業・非営利団体等投入調査」及び「企業の管理活動等に関する実態調査」の集計プログラムについて開発し、集計を実施する。そして、平成25年度以降については、産業連関表作成の本体作業を行うため、前記アの②以降のプログラムの開発を、順次行うこととしている。

なお、経済センサス活動調査の組替集計については、同調査の本体集計を行い、同調査の情報の取扱いに関するノウハウを有している独立行政法人統計センターが行うこととなっている。

8 作業分担

平成23年表における各府省庁の分担については、第1章で掲げた基本方針で示された〈各府省庁の主たる作成業務の分担〉のとおりであるが、前記6記載の部門分類の見直しの結果、府省庁別の担当部門数は、表1-3-3のとおりである。

なお、〈各府省庁の主たる作成業務の分担〉に掲げられた事項以外で、各府省庁に共通する以下の事項については、総務省（政策統括官室）が対応する。

- ① 平成23年産業連関構造調査のうち、「サービス産業・非営利団体等投入調査」、「企業の管理活動等に関する実態調査」（平成17年表までは「本社等の活動実態調査」として実施）及び「商

- 品・サービスの販売先に関する実態調査」(新規の試行調査)の実施・集計
- ② 「貿易統計」及び「経済センサス-活動調査」の組替集計

表 1-3-3 基本分類の府省庁別担当部門数の推移(平成17年、23年)

(部門分類決定後に作成)

(注1-3-6)「分類不明」は、総務省に含めて計上している。

別表 1

公的統計基本計画に掲げられた事項に関する検討結果

事 項	公的統計基本計画の記述	平成 23 年表での対応
① 一次統計との連携	○ 国民経済計算及び産業連関表（基本表）並びに一次統計の各作成部局の間で連携を図り、必要な検討・調整等を行う。第三者機関による検討としては、統計委員会国民経済計算部会の下に産業連関表に関する検討の場を設け、国民経済計算や他の一次統計に関する調査審議と連携しながら、産業連関表に関して基本計画に盛り込まれた事項をフォローアップするための調査審議を行う。	○ 経済センサス-活動調査実施部局に対し、平成 21 年 11 月 24 日付けで同調査に関する意見・要望書を提出し（当該意見・要望書の提出については、産業連関表の基幹統計化に関する審議を行った統計委員会第 8 回国民経済計算部会（平成 22 年 6 月 11 日開催）においても報告）、その後、平成 22 年 7 月 29 日開催の産業連関幹事会において、回答を聴取するとともに、中期的な事項については、検討の継続を要請した。 [対応された事項の例] ・設備投資について、有形固定資産と無形固定資産に欄を分割する。 ・工業統計調査と個票レベルでマッチングできる仕組みを作る。 [中期的な要望事項の例] ・主産業については、商品別の売上まで把握できるが、従産業については、産業大分類ベースの金額しか得られない。したがって、従産業についても詳細に把握できるようお願いしたい。 ・費用の内訳区分の追加をお願いしたい。 ○ なお、次回産業連関表の作成に向け、同調査の次回実施に際しても、意見・要望を提出する予定（平成 25 年度末に提出予定）。
② 固定資本減耗の推計方法の変更	○ 固定資本減耗の時価評価（現在は簿価評価）について、改定される純資本ストックと整合性を保ちながら、少なくとも大分類、製造業は中分類程度での推計値を得る。産業連関表（基本表）においても、その推計値に基づき導入を行う。	○ 無形固定資産及び有形固定資産のうち社会資本以外の部分において簿価評価が残っていた国民経済計算が、平成 17 年基準改定により時価評価に統一されたことを受け、産業連関表においても時価評価を導入する。
③ 公的部門の分類格付けの見直し	○ 公的部門の分類について、総務省を始め関係府省等の協力を得て、93 SNA の改定で示された判断基準に即して格付けを見直すとともに、統一化を図る。	○ 個々の事業・法人等の活動実態を踏まえつつ、93 SNA で示された判断基準に即して格付けを見直した。 詳細については、別表 5 を参照。
④ 詳細な供給・使用表と X 表からなる体系への移行の検討	○ 国民経済計算及び産業連関表（基本表）について、詳細な供給・使用表と X 表（商品×商品表）からなる体系（SUT (Supply-Use Tables) / IOT (Input-Output Tables)）に移行することについて検討する。	○ ④の課題については、産業連関表の精度面での懸念に関連して生じたものと考えられ、産業連関表の精度がより一層向上すれば、当該体系で示されている供給・使用表も作成可能となり、この移行問題についても解決すると考えられた。そこで、⑤の課題と合わせて、現行の産業連関表の精度の検証及び精度が不十分な場合の改善方策について、次のような内容で検討した。 1 内生部門の分類の設定方法の改善 産業連関幹事会及びその下に設けた部門分類等検討ワーキンググループにおいて、以下の事項を実

事 項	公的統計基本計画の記述	平成 23 年表での対応
⑤ 生産構造及び中間投入構造の把握精度の向上	○ 生産構造及び中間投入構造をより正確に把握する方法について検討し、把握に当たっては、報告者の負担が増大しないよう、米 国経済センサスも参考にしつつ、産業別に調査票を設計する。また、産業・商品（生産物）分類体系及び経済センサスとの連携の下で、産業連関表（基本表）及び供給・使用表の作表における精度向上を図る。	<p>施した。</p> <p>i) 生産額等が相当の規模を有する部門における生産物の種類、投入構造の類似性等の確認 ii) 当該確認結果に基づく独立した部門の設定の検討及びそれに必要な推計方法の検討</p> <p>2 産業連関表の基礎データの把握精度の向上</p> <p>i) 経済センサス-活動調査に関する意見・要望の提出については、「① 一次統計との連携」を参照。 ii) 平成 21 年度から 22 年度にかけて産業連関技術会議の下に設けた投入調査ワーキンググループの検討結果に基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「サービス産業・非営利団体等投入調査」（総務省がサービス部門を対象に幅広く実施するもの） ・「企業の管理活動等に関する実態調査」（総務省が全産業の本社経費の内訳を把握するために実施するもの。平成 17 年表までは、「本社等の活動実態調査」として実施） <p>について、調査事項と企業会計との親和性の向上を図るとともに、調査票への記入が容易かつ円滑に行えるようにするため、調査票の設計を抜本的に見直した。また、これら調査の民間委託に際して、質の高い調査が行われるようにするため、総合評価落札方式を導入した。</p> <p>他府省が実施する産業連関構造調査についても、これら見直しを参考に、それぞれ検討を行った。</p> <p>iii) サービス部門を中心に、産出構造に関するデータの未整備分野が多いことを踏まえ、「商品・サービスの販売先に関する実態調査」の新設について検討し、試行的に実施した。</p>
⑥ 基本価格表示による産業連関表作成の検討	○ 間接税及び補助金に関する基礎データ並びに各種一次統計における間接税の取扱いを再検討するとともに、基本価格表示による国民経済計算及び産業連関表（基本表）の作成に向けて検討する。	○ 基本価格表示による産業連関表を作成するために必要となる間接税や補助金に関する詳細なデータを得ることができない状況であり、公表に耐え得る精度の表の作成が極めて困難であること、また、平成 23 年表の作成において、重要かつ不可欠な資料として初めて利用する経済センサス-活動調査のデータの利用可能時期との関係で、公表までの作業スケジュールが非常に厳しいこと（前記 5 (2) を参照）から、平成 23 年表での対応は見送る。
⑦ 産業連関表の基幹統計化	総務省始め 10 府省庁の共同作業として作成されている産業連関表（基本表）は、我が国の経済構造を明らかにする基礎的な統計として、また生産波及効果等を分析する手段として、あるいは国民経済計算の基準改定や企業向けサービス価格指数等の基礎資料等として重要な役割を果たしている。	前記 1 (1) を参照。

別表2

公的統計基本計画に掲げられた事項以外のSNA関連事項に関する検討結果

事 項	平成17年表での扱い	課 題	平成23年表での対応
① F I S I M (間接的に計測される金融仲介サービス) の導入	金融サービスに伴って発生する金額(受取利子-支払利子)の産出先(つまりサービスの享受者)について、68SNAに基づき、「帰属計算」方式を採用しており、すべて産業部門(内生部門)に産出している。	この方式では、預金者の存在が全く考慮されていないのみならず、産業部門(産業連関表の内生部門)だけではなく、家計や政府も資金の借り手になっている経済の実態に沿っていない。 さらに、本来、家計や政府にも産出されるはずの金額も含めて内生部門で処理しているため、産業連関表上のバランス確保の結果として、平成17年表では、〔列〕分類不明と〔行〕営業余剰の交点にマイナス1兆円を超える金額が計上されている。	<u>93SNAに沿って、F I S I Mを導入する。</u> これにより、金額を預金者と借り手に配分するとともに、内生部門だけでなく、外生部門(家計、政府)にも配分することができる。 なお、産業連関表の部門設定上は、部門が「金融(帰属利子)」から「金融(F I S I M)」に変更される。
② 自社開発ソフトウェアの固定資本形成への計上	自社内で開発されるソフトウェアに係る開発経費については、各列部門の投入構造の中に含めて計上している。	93SNAでは、自社内で開発されるソフトウェア(1年を超えて生産に使用することが予定されているもの)について、その開発費用を固定資本形成に計上することが提唱されている。	生産額を推計するためのデータがなく、仮に、各部門におけるソフトウェア開発従事者数に何らかの一人当たり経費を乗じて間接的に推計するとしても、当該人数及び経費の把握が困難である。 <u>したがって、平成23年表では対応しない。</u> ただし、次回の産業連関表作成に向けて、必要とされるデータのより一層の明確化と、その把握方法、また、それらデータが得られない場合の代替データの可能性及びその精度について、引き続き検討していく。
③ 育成資産の推計方法の変更	森林を構成する木々の成長分については、半製品・仕掛品在庫として扱っている。 具体的には、一次統計である「森林資源の現況」「国有林野事業統計書」を用いて、森林蓄積量の増減を推計している。	内閣府が作成する国民経済計算では、平成17年基準からR I M法(一定の仮定を設けて出荷量及び在庫量を産出し、その差し引きで成長分を推計する方法)を採用しており、I Oの推計方法との間で推計方法の相違が発生している。	R I M法によれば、産業連関表が作成されない中間年において、在庫が常にプラスになるという支障が回避されることから、国民経済計算(年報)にとってはメリットがあるといえる。 しかし、R I M法では、在庫に関する一次統計が利用されていないほか、森林の育成成長分は、伐採、出荷、災害、自然成長、植林など様々な要因の結果として発生するものであることから、R I M法で用いる単純化した仮定では、実態を正確に反映しないおそれがある。 一方で、産業連関表の作成については、一次統計が存在する場合、できる限りそれを用いて推計することが望ましいと考えられる。 <u>したがって、従前どおり、一次統計を利用した推計方法を継続する。</u>
④ 研究開発(R&D)の資本計上	各種研究開発部門の投入構造の中に含めて計上している。	研究開発は、知識のストックを増すための創造的な活動であり、このような活動の成果は、経済成長の重要な源泉であるにも関わらず、これまで	内閣府が作成する国民経済計算においても、まだ検討途上の課題であること、また、仮に産業連関表に導入しようとする場合には、教育部門、各種研究機関、企業内研究開発など広範な部門について、大きな概念変更が必要とされること

事 項	平成17年表での扱い	課 題	平成23年表での対応
		<p>資本形成とはされていない。</p> <p>08SNAでは、このような観点から、R&Dの活動について資本形成として計上することが勧告されている。</p>	<p>から、<u>平成23年表での対応は見送り、次回表での検討課題として整理した。</u></p>
<p>⑤ 事業税及び政府手数料等の扱いの変更</p>	<p>事業税及び政府手数料等については、間接税に含めて計上している。</p>	<p>93SNAにおいては、事業税の扱いについての直接の記述はないものの、何に対して課税するかをより重視している。例えば、「所得に課される税」については、資産・土地または不動産の保有に課される税であっても、それが所得推計のための基礎として用いられる場合には、「資本に課される税」ではなく、「所得に課される税」になるとされている。</p> <p>また、93SNAにおいては、政府手数料等は「財貨・サービスの購入」に分類が変更されたため、内閣府が作成する国民経済計算においても政府手数料等を「財貨・サービスの購入」に分類している。</p>	<p>事業税の課税標準については、一部に事業収入や資本金、付加価値を採用しているものの、ほとんどが所得であること、また、OECDデータベース中のOECD Revenue Statistics においても、この種の税について、「1110; 1210 所得及び利潤に課される税」とされていることから、間接税の定義・範囲から除外する。この結果、事業税相当額は、平成23年表では、営業余剰に計上される。</p> <p>また、政府手数料等については、従前どおり間接税として計上することとし、今後の課題として引き続き検討する。</p>